

司法書士による電話無料相談



労働トラブル 110番



長野県司法書士会は、下記のとおり「労働トラブル110番」を実施します。相談者が相談しやすいように夕方から夜間にかけて2回にわたって開催し、賃金未払いやサービス残業など、労働に関するトラブルを抱えた方々からの相談を電話でお受けします。

日時

平成27年11月16日(月) 17:00~20:00

平成27年11月24日(火) 17:00~20:00

電話番号

☎ 0120-448-788

相談料

無料

相談例



会社の経営が良くないようで、給料の支払いが遅れている

残業手当を支払ってもらえない



職場でのパワハラ・いじめに耐えられない

突然、解雇を言い渡された



■厚生労働省の発表によれば、人事労務管理の個別化や雇用形態の多様化等に伴い、労働者と使用者間のトラブルは高止まりしており、厚生労働省が全国に設置する総合労働相談コーナーへ寄せられた総合労働相談件数は7年連続で100万件を超えています。平成26年度に寄せられた相談内容は、トップが「いじめ・嫌がらせ」で62,191件、次に「解雇」が38,966件となっており、パワハラ・セクハラなどの相談が多くなっている状況です。

■本相談会は今年で9回目を迎えますが、これまでも賃金未払いやサービス残業に関する相談を中心に多くの相談が寄せられてきました。アベノミクスにより、日本経済は、長期間続いたデフレから脱却する方向に進みつつあると言われますが、一部の企業を除く企業や労働者を取り巻く状況は依然として厳しいと思われれます。そのため、労働問題に悩む労働者は少なくないと考えられることから、本相談会の果たす役割は大きいといえます。

法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における訴訟代理権を持っており、140万円以下の未払い賃金請求、残業代請求、パワハラなどに対する損害賠償請求等の場合には、代理人となることができます。また、地方裁判所においては、書類作成を通じて訴訟をサポートします。

司法書士は、「身近なくらしの法律家」として、市民の権利擁護に寄与します。

長野県司法書士会 問い合わせ TEL. 026-232-7492